

## 令和2年度第7回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和2年8月26日（水）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員

欠席委員：金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、次長（生涯学習課長）、  
教育総務課教育指導官、教育総務課長補佐、学校教育課長、子育て支援課長

### 1 開会宣言（清水教育長）

○清水教育長

### 2 会議録署名者の指名（伊藤委員、藤原委員）

### 3 議事【議案7件】

○清水教育長

本日、議案が7件提出をされている。このうち議第21号は、女子高の教員採用候補者選考試験の第2次試験の関係であり、内容的に非公開という扱いで行いたいと思う。よろしいか。

……………異議なし……………

そうすると、御承認をいただいた。規則の第2条の規定に基づき、これについては全ての案件報告の後に非公開で審議を行いたいと思う。

それでは、議案審議に入りたいと思う。

まず、議第17号及び議第18号であるが、いずれも関連があるため、一括して説明していただきたいと思う。松江市立義務教育学校玉湯学園に関する条例が17号、18号は規則の関係である。それでは、事務局からお願いする。

【議第17号 松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定依頼について】

【議第18号 松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係

## 規則の整理に関する規則の制定について】

### ○次長（教育総務課長）

議案は1ページから17ページまでのところである。

来年4月の玉湯小学校と大谷小学校の統合に併せ、小中一貫の義務教育学校へ移行し、新たに松江市立義務教育学校玉湯学園を設置すること及び玉湯幼稚園と大谷幼稚園の統合に伴い、新たに松江市立たまゆ幼稚園を設置するために、関係する条例及び規則を改正する条例及び規則を制定するものである。

なお、玉湯学園及びたまゆ幼稚園の名称、それから、たまゆ幼稚園の平仮名の表記であるが、これについては地元のまがたま学園建設委員会において御協議いただき決定されたものである。

最初に議第17号、松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定依頼についてである。

制定内容であるが、まず、松江市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部改正については、玉湯小学校、大谷小学校、玉湯中学校の名称と位置を廃止し、松江市立義務教育学校玉湯学園の名称と松江市玉湯町湯町717番地の位置を加えること及び玉湯幼稚園と大谷幼稚園の名称と位置を廃止し、松江市立たまゆ幼稚園の名称と松江市玉湯町湯町717番地の位置を加えるものである。

次に、松江市児童クラブ条例の一部改正であるが、玉湯児童クラブの位置を松江市玉湯町湯町717番地へ変更するとともに、入会対象児童を玉湯学園前期課程に在籍する児童とするものである。

なお、この前期課程というのは、小学校段階に相当する期間のことで、学校教育法で規定されているものである。

最後に、松江市立幼稚園・幼保園通園バスの運行に関する条例の一部改正についてであるが、「玉湯幼稚園」の表記を平仮名の「たまゆ幼稚園」へ変更するものである。

施行期日は令和3年4月1日である。

次に、議第18号、松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてである。9ページである。

制定内容であるが、まず、松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正については、松江市立義務教育学校玉湯学園の設置に伴い、玉湯中学校区の学校名と、学校区の名称である玉湯まがたま学園を削除するものである。

次に、松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正についてであるが、松江市立義務教育学校玉湯学園の設置に伴い、玉湯学園の通学区域を定めるとともに、統合に併せて宍道町の来待小学校及び宍道中学校の通学区域を変更するものである。

また、そのほかの文言整理を行ったところである。

現在、宍道町上来待和名佐地区であるが、大谷小学校の通学区域となっており、中学校は保護者の希望により玉湯中学校に通学させることができるというようになっているが、今回の統合に併せ、通学区域について地元の和名佐地区で見直しの御議論をいただいた結果、小学校は来待小学校を、中学校は宍道中学校を通学区域とすることとされたため、校区を変更するものである。

なお、現在、和名佐地区から小学校・中学校へ通学されている児童生徒の方はいらっしやらないという状況である。

最後に、松江市幼稚園学則の一部改正であるが、玉湯幼稚園と大谷幼稚園の統合に伴い、統合後の松江市立たまゆ幼稚園の園児定員を定めるものである。

また、就労など多様な保護者ニーズに対応するため、新たに預かり保育を開始することとしたため、松江市立たまゆ幼稚園を加えるものである。

施行期日であるが、令和3年4月1日である。

説明は以上である。よろしくお願いを申し上げます。

#### ○清水教育長

議第17号及び議第18号の説明が終わった。

まず、議第17号について、何か質問や意見はあるか。

#### ○藤原委員

6 ページの玉湯児童クラブの対象となる児童のところであるが、前期課程は小学校に相当するところということで、1年生から6年生まで受入れられるということか。

#### ○次長（教育総務課長）

この条例の定めは学校の区分を示しているところであり、実際の受入れについては、その他の児童クラブと同様、1年生から3年生までということである。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、第 17 号については承認ということでよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 17 号については承認された。

続いて、議題 18 号について質問や意見はあるか。

○伊藤委員

統合について異論はなく、これで承認したいと思う。

1 つ質問であるが、先ほど丁寧に説明いただいたのだが、大谷地区の子供の扱いであるが、私の記憶違いでなければ、宍道小学校に勤めていたときに、当時、子供たちが玉湯町の学校に受入れてもらい、宍道町が幾分か費用を玉湯町に負担した。今回の改正で、来待小、宍道中になると保護者の理解も得られたということであるため、通常の宍道町・玉湯町に戻ったという内容で間違いはないか。

○次長（教育総務課長）

委員からの御指摘の通りであり、通常の宍道町の区分に戻ったということである。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、第 18 号についても承認された。

**【議第 19 号 令和元年度松江市教育委員会点検・評価報告書について】**

○次長（教育総務課長）

議案は 19 ページである。併せて議第 19 号別冊を御覧いただければと思う。

点検・評価報告書についてであるが、教育委員の皆様方や有識者会議により意見をいただき、取りまとめたところである。

今回は、教育長の巻頭言及び 122 ページ、123 ページに総合評価の部分を加えるとともに、124 ページに昨年度実施した総合教育会員の概要を、また、125 ページ以降、3名の有識者委員から令和元年度松江市教育委員会点検・評価報告書について、提出をいただいた意見書を原文のまま掲載させていただいている。

内容については、あらかじめお配りをさせていただいているため割愛をさせていただきたいと思う。

本日御議決いただければ議会へ報告し、公表したいと考えている。

説明は以上である。よろしくお祈りを申し上げます。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、第 19 号については承認された。

【議第 20 号 令和 2 年度松江市一般会計補正予算（第 6 号）（教育予算）の調製依頼について】

○次長（教育総務課長）

議案は 21 ページから 28 ページまでをお願いする。

この度市長に調製を依頼する補正予算についてであるが、主なものについて御説明をする。23 ページ、議第 20 号別紙を御覧いただければと思う。

まず、歳出について御説明を申し上げます。2 番の勤務管理システム運営費であるが、働き方改革の一環として実施する教職員の勤務管理システムの整備について、当初検討していたシステムを見直し、校務支援システムと連携したシステムへ変更するために増額するものである。

4 番の特別支援学級整備事業費は、市立第二中学校を橋北地区の特別支援教育の拠点校と位置付け、車いすのまま階段の移動を可能とする階段昇降機を購入する経費である。

なお、24 ページの 10 番、学校施設整備維持補修費であるが、これも同様に第二中学校のスロープの設置などのバリアフリー工事を実施するものである。

戻っていただき 6 番、7 番、24 ページの 9 番、12 番、16 番の各事業であるが、いずれも国の令和元年度の補正予算に呼応し、繰越予算で事業を実施しているために減額を行

うものである。

13 番の旧講武公民館解体事業費であるが、JA 島根との複合施設である旧講武公民館の解体工事中にアスベストが発見されたため追加工事費が発生し、その追加での費用負担を行うものである。

歳出は以上である。

続いて 25 ページ、歳入について御説明を申し上げる。

1 番から 4 番の国庫支出金、8 番から 10 番及び 26 ページの 12 番、14 番の市債であるが、これは歳出で御説明した国の補正予算に伴うものであり、いずれも減額をするものである。

その他の歳入については、歳出の各事業に充当するものである。

続いて 27 ページ、債務負担行為である。1 番の八雲スクールバス運行事業であるが、来年 4 月の始業式からスクールバスを運行するため、年度内に運行事業者を決定する必要があるため、債務負担行為を設定するものである。

続いて 28 ページ、継続費である。(仮称) 玉湯統合幼稚園改築事業費であるが、これについても歳出で御説明した通り、国の補正予算に呼応して繰越予算で事業実施しており、継続費についても減額を行うものである。

説明は以上である。よろしくお願いを申し上げます。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 20 号については承認された。

続いて、議第 22 号及び議第 23 号はいずれも関連があるため、一括説明をお願いしたいと思う。

【議第 22 号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

【議第 23 号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○学校教育課長

国の GIGA スクール構想に伴う ICT 環境の整備として、一括御説明させていただくもの

である。

31 ページを御覧いただければと思う。議第 22 号は、タブレットの整備に関するものである。国の GIGA スクール構想により、今年度中に児童生徒 1 人 1 台の配備を目指している。松江市として、1 万 346 台分を補助対象分として購入させていただく。これは児童生徒の 3 分の 2 にあたり、後の 3 分の 1 については地方交付税措置分として配備するものである。

取得金額が約 7 億 6,000 万円となっているが、このうち 4 億 6,000 万円余りが国からの補助となる。

取得の相手方はミックである。

33 ページを御覧いただければと思う。議第 23 号は保管庫である。一括して保管を行ったり、タブレットの充電を行うための保管庫を 451 台購入させていただき、市内各校に配分するものである。

取得金額は約 5,000 万円。このうち 2 分の 1 が補助割合となっている。

取得の相手方は松文オフテックとなっている。

以上である。

#### ○清水教育長

まず、議第 22 号について、何か質問や意見はあるか。

#### ○多々納委員

少し教えていただきたいと思うのだが、子供たちほぼ全員に 1 台ずつということで、非常に良い取り組みだと思っている。

今回、一般競争入札でミックに決定したということだが、今回は何社ぐらい応札があったのかということと、金額の一番安いところで決定しておられるが、高いところと安いところの差はどのくらいあったのかということをお聞きできるか。

また、どういう機種が入ったのか。機種は教育委員会で希望されて、この機種の場合、こういうものを購入したいというような指定があるのか。

タブレットについてはあまり詳しくないのだが、やはり使いやすさというものもあると思う。子供たちにどういう機種が使用されているのか気になったため、もし分かれば、願います。

○学校教育課長

まず、業者であるが、ミックとえすみの2社である。

ミックについては、タブレットにWindowsが入っている富士通のものを全て使うということで、現在も教諭を中心に研修を進めているということである。夏休み中に研修を行っており、もう既に配備している学校もある。

金額については、確認して後から連絡させていただきたいと思う。

○早弓副教育長

補足であるが、委員さんが心配なさっておられるものは、将来的にわたって互換性があるかなどだと思うのだが、松江市のほうで、GIGA スクール構想に適合する機種を仕様書で謳い、それに適合したものを納入していただくという形にしているため、もちろん5年間は、ほかのリースのものもあり、それにきちんと合うように、使い勝手がもちろん良いものになっている。

以上である。

○多々納委員

承知した。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第22号は承認された。

続いて、議第23号について、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

保管庫は大体何台に1台なのか。タブレットが何台入るのか。

○学校教育課長

保管庫については2種類あり、45台入るものと25台入るものがある。各校に配分する台数に合わせ、その保管庫も配備しようと考えている。



以上である。

○多々納委員

各教室に保管庫ということではなく、どういう形で保管されるのか。

○学校教育課長

本来であれば教室が一番望ましいのだが、各教室も人数が様々であるため、配備については、教材室や職員室に置くのか、その辺りを ICT 推進検討委員会や学校に持ち帰って検討していただくというような予定である。

○多々納委員

承知した。検討をよろしく願います。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 23 号は承認された。

4 その他報告【2 件】

本日、その他報告が 2 件提出されているが、その他報告 (1) と (2) については、いずれも玉湯関係の校舎・幼稚園・児童クラブの建設関係の建築と電気設備ということである。事務局より説明をお願いする。

【その他報告 (1) 議会の委任による専決処分の報告について ((仮称) 玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設 (建築) 工事請負変更契約)】

【その他報告 (2) 議会の委任による専決処分の報告について ((仮称) 玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設 (電気設備) 工事請負変更契約)】

○次長 (教育総務課長)

その他報告 (1) 及びその他報告 (2)、議会の委任による専決処分の報告について、一括して御説明を申し上げます。

議案は 35 ページから 38 ページである。この報告であるが、いずれも（仮称）玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設工事について、契約金額を変更したことに伴い専決処分を行ったものである。

まず、35 ページのその他報告（1）であるが、これは建築工事である。これは労務単価の引上げや騒音対策の追加実施等により、173 万 3,600 円を増額するものである。

次に 37 ページ、その他報告（2）であるが、これは電気設備工事についてで、これも労務単価の引上げ及び LAN 設備の整備等により、733 万 400 円を増額するものである。

いずれも令和 2 年 7 月 14 日に専決処分を行ったものである。

報告は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告については以上とする。

## 5 次回教育委員会会議等の予定

【令和 2 年度第 8 回教育委員会会議】

日時：10 月 12 日（月）14：00～

場所：教育委員会室

## 6 その他

○清水教育長

事務局より何かあるか。

……………特になし……………

それでは、議第 21 号に入りたいと思うが、関係者以外の方は退席をお願いしたいと思う。